審議会等調書

名称	佐伯市農業振興地域整備促進協議会			
設置根拠等	農業振興地域整備計画及び農用地利用計画の(農用地区域の除外や編入等)についての市長の諮問に対し、計画を調整し総合的見地に立った判断をし、市長に答申することを目的とする。			
設置根拠等	佐伯市農業振興地域整備促進協議会条例			
設置年月日	平成17年7月14日	委員数	6人	
審議事項等	農業振興地域整備促進計画及び農用地利用計画の変更(農用地区域の除外や編入等)について市長から諮問のあった議案に対して、農業振興地域整備計画を有機的かつ効率的に調整し、専門的知識による分析及び総合的見地に立った判断をするために必要となる答申を行うために審議を行う。			
事務局担当課名	農林水産部 農林課 ・	電話番号 2	2-3239	
備考				

審議会等調書

名称	佐伯市農業振興協議会			
設置根拠等	農業振興に関する計画の樹立及び事業の実施を推進するため			
設置根拠等	佐伯市農業振興協議会条例			
設置年月日	平成17年7月14日	委員数	16人	
審議事項等	市長の諮問に応じ、農業振興に関する計画の樹立及び事業の実施に 関する事項について調査、審議する。			
事務局担当課名	農林水産部 農林課 · 電話番号 22-4659 (内線383)			
備考				

審議会等調書

名称	佐伯市新山村振興農林漁業対策	事業推進	協議会
設置根拠等	佐伯市新山村振興農林漁業対策事業の効果的な実施と実効性の確保 を通じて「美しく快適で活力のある地域づくり」を推進するため		
設置根拠等	佐伯市新山村振興農林業業対策事業推進協議会条例		
設置年月日	平成17年3月3日 多	委員数	20人以内
審議事項等	 1 山村活性化ビジョンの策定に関すること。 2 人材の育成及び研修に関する事。 3 先進地調査に関すること。 		
事務局担当課名	農林水産部 農林課 · 電話番号 22-4659 (内線383)		
備考			